

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

| |
|--------------------------|
| 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ |
|--------------------------|

② 事業者情報

| | | | |
|-----------------|--------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 経営法人・設置主体(法人名等) | | 那覇市 | |
| 名称: | 那覇市立 真嘉比こども園 | 種別: | 幼保連携型認定こども園 |
| 代表者氏名: | 那覇市長: 城間 幹子 | 定員(利用人数) (利用室数): | 120(103)名 |
| 施設長氏名: | 園長: 宮良 利恵子 | | (4)室 |
| 所在地: | 〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比1丁目18番1号 | | 電話番号: 098-884-4476 |
| 開設年月日 | 平成31年4月1日 | | ホームページ: |
| 職員数 | 常勤: (13)名、非常勤: (7)名、計: (20)名 | | |
| 専門職員の人数 | 保育教諭 | (14)名 | 栄養士 ()名 |
| | 子育て支援員 | ()名 | 保育士 ()名 |
| | 調理師 | ()名 | ()名 |

職員の状況に関する事項

| | 園長 | 教頭 | 保育教諭 | 支援ヘルパー | 事務職員 | 環境パート |
|-----|-----|-----|------|--------|------|-------|
| 常勤 | 1名 | 1名 | 11名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 非常勤 | 0名 | 0名 | 1名 | 5名 | 0名 | 0名 |
| | 調理員 | 栄養士 | 嘱託医 | 用務員 | | 計 |
| 常勤 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 名 | 13名 |
| 非常勤 | 0名 | 0名 | 0名 | 1名 | 名 | 7名 |

| | |
|----------|----------------------|
| 施設・設備の概要 | 遊戯室・絵本ルーム・おひさま広場(屋上) |
|----------|----------------------|

③ 理念・基本方針

- (1) こども園教育の基本と目標を認識し、望ましい教育環境の構成に努め、園の実態に即した教育課程に基づいた指導に努める。
- (2) 日々の実践を計画→実践→評価→改善のマネジメントサイクルを通し、質の高い実践に努める。
- (3) 幼児一人ひとりの心情・意欲・態度を育て、生涯学習の基礎作りに努める。保育の工夫改善を図り、基礎・基本の定着を図る。
- (4) 虫や蝶が飛び交う、花と緑の多い潤いのある計画的な園庭環境づくりに努める。
- (5) 職員相互の信頼と尊敬を基に、主体性と協働体制でやり甲斐のある職場づくりに努める。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

戸外でおもいきり体を動かして遊ぶことで、体力の向上や生活リズムを整えることにつなげ、心身共に健康な体作りに努めている。

【食事】

那覇市こども教育保育課東給食センターより提供をうけ、安心、安全でおいしい給食が提供されている。食物アレルギー特定原材料7品目の除去及び代替え食の対応を行っている。

【地域との交流】

小学校隣接であるため、小学校との交流及び真嘉比自治会との交流を行っている。地元青年会や近隣保育園と連携し、田んぼで稲作りを行い、地域の行事である『真嘉比豊年祭』への参加も行っている。

【施設の公開・見学】

平日は14時～16時まで園庭開放を行い、保護者同伴で利用している。また、希望者には事前に予約をし、施設見学や園の情報を公開している。
ホームページを活用し、施設の紹介も行っている

⑤ 第三者評価の受審状況

| | | |
|-----------------|--------------------------------|-----------------|
| 評価実施期間 | 2021年11月22日（職員説明会）～2月22（職員報告会） | |
| | 訪問調査 | 1月15日 |
| | 評価結果確定日 | 2022（令和4）年 3月1日 |
| 受審回数 前回の受審年度 | 1回目 () | |

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

外遊びの場として広い園庭と芝生のある屋上広場、屋上につながる階段広場等がある。室内においては5歳児クラスの1階に畳の間と2階に隠れ家的なロフトが設置されている。廊下側には子ども6人ほどが入れる小部屋が設置され、クラスそれぞれにレイアウトを施して入りたい雰囲気づくりがされている。室内外で子どもたちがワクワクする環境整備がなされている。玄関にはジュウシマツが飼育され、図書コーナーの壁棚には25種類の果物や野菜等の種が瓶詰めで展示されている。園庭にはウサギ2羽とカメが飼育され、5歳児クラスが分担して世話をしている。午前と午後に外遊びが位置づけられ、雨天以外は毎日外遊びを計画し、実施されている。外での活動には園庭での砂場遊びや泥団子遊び、固定遊具（ブランコ、滑り台、雲梯、鉄棒）、長縄跳び、フラフープ、ドッジボール、木登り、ホッピング、やっこ、竹馬、短縄等、遊具を使った遊びの他、オリンピックごっこやかけっこ等がある。室内遊びはブロックやパズル、ぬりえ、お絵かき、折り紙、ままごと、車、粘土、手回しこま、ひもゴマ、絵本、製作等の年齢に合わせた環境を整備している。子どもたちはぬりえやお絵かき、ブロック、パズル、レゴ、折り紙、ままごと、トランプ、カード遊び、オセロ、お店屋さんごっこ、廃材遊び、マフラー作り、こま回し、すごろく、かるた等で活動している。各クラスが室内外で、それぞれに好きな遊びを展開し、一人で遊ぶ姿や各グループに分かれて遊んでいる姿がある。各クラスの水槽でグッピーや金魚等が飼育され、小動物に興味を持てるよう配慮されている。季節の移り変わりを感じるねらいとして春～夏ごろは園庭の田んぼでトンボやヤゴ、カエルなどと出会い、秋には落ち葉や草花の種、木の実等を遊びに取り入れ季節が感じられる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、保育教諭は発達に応じた援助をしている。園庭の一角にある畑にはさつまいもやカボチャ、数珠玉が植えられ、各所にペゴニアやコスモス等、季節の花のプランターが置かれている。

関連項目：51

2. 家庭との緊密な連携を図り、利用者満足の上昇に努めている。

保護者からの意見や要望等は、園長の「おしゃべりノート」や個別面談、クラス懇談会で把握に努め、毎年、学校評価に伴う保護者アンケートが実施されている。保護者アンケートから「行事が少なくコロナ禍で園内に入ることができず子どもの様子が見られない」との声があり、「保育ドキュメント」を作成して伝え、玄関に大型テレビを設置して、行事や日々の保育をスライドショーで伝えている。家庭訪問に替えて子どもの自宅への資料のポスティングを実施している。クラス懇談会やPTA総会、保育参観や個人面談等で保護者の理解を得る機会としている。今年度はコロナ禍のため、誕生会をクラス毎に実施することになり、保護者に参加してもらい、誕生児へのメッセージを読み上げてもらうと共に、親子写真を写すことで保護者に喜ばれている。発表会はクラス毎に各家庭から保護者一人の参加で実施している。保育参観等ができない状況のため、「保育ドキュメンテーション」として各クラスの保育状況の写真を編集して保護者に提示している。個別に子どもの様子を伝える手紙に活動時の写真を添付している。発表会で取り組む姿を業者にビデオ撮影を依頼し、希望者には販売している。園長からの「おしゃべりノート」にはお知らせやお願い等が記載され、保護者から自由にコメントが提出され、園長は毎日提出されたコメント全部に目を通し、確認印を押して返している。そのため最近では苦情がほとんどない状況になっている。

関連項目：33、63

3. 食育の一環として米作りを通して子どもたちの食への関心を高めている。

食育指導計画や飼育栽培年間計画、田んぼの年間計画が作成されている。園庭において、地域の自治会の協力を得て毎年、土づくりから田植えや稲刈り収穫等、米ができるまでの一連の作業を体験し、できた米でご飯を炊き、子どもたち自らおにぎりを作り食している。今年度は、収穫したお米を地域の方々によって首里城へ献上する儀式が行われ、地域との文化交流がさらに深まっている。6月頃はゴーヤーやヘチマ、ピーマン、9月頃はインゲンや二十日大根、10月頃から人参やジャガイモ、玉ねぎ等を植え、子どもたちが水やりから収穫までを担い、季節ごとの野菜の育ちを観察し収穫を楽しみにしている。2月にはジャガイモや人参を収穫し、カレーパーティーを行い、子どもたちが食に関心が持てるように取り組んでいる。

関連項目：61

◇改善を求められる点

1. 標準的な実施方法（マニュアル等）の整備及び見直しが望まれる。

感染症マニュアルや子ども虐待対応マニュアル、緊急時対応マニュアル、与薬マニュアル、実習生受け入れマニュアル、アレルギー対応マニュアル、プール活動・水遊び危機管理マニュアル等が整備され、全職員に配布している。年度初めの職員会議で周知・共有され、日常的に活用されている。

標準的な実施方法として、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関わるマニュアルや指導計画の見直しの手順書等の整備、及び定期的な検証・見直しの実施が望まれる。なお、見直し過程がわかるよう制定年月日や改定年月日の記載が望まれる。

関連項目：40、41、28、29

2. 施設における中・長期計画の作成が望まれる。

市全体の中・長期計画は5年間（2020～2024年度）の第2期那覇市子ども子育て支援事業計画が策定されている。那覇市子ども子育て支援事業計画は、那覇市の児童福祉の推進のため、待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画の推進に関する課題については、保育士等の確保や教育・保育の質の向上に関する事業等が記載されている。計画では5年間の見込みと目標値が明記され、中間見直しを行い実施状況の評価が行える内容となっている。第1期の教育・保育の量の見込みについて、真和志地区は目標値が未達成との評価となっている。

認定こども園として、設備や備品の整備、職員体制等の具体的な中・長期計画及び収支計画の策定が望まれる。

関連項目：4、5

3. 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動の取り組みが望まれる。

本園は、障がい者用トイレが設置されたバリアフリーの施設であることから、災害発生時の福祉避難所として市担当部署の事前調査が昨年、実施されている。

把握した地域の教育・保育ニーズに基づき、認定こども園が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組として、地域における幼児期の教育センターとして、未就園児の保護者への子育て相談等の実施や公的資金による社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。

関連項目：26、27

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受けるにあたり、全職員による評価、全世帯による評価を受け、分析、及び結果の公表をしていただき、改めて本園の強みや課題を確認することができました。恵まれた園内環境や地域とのつながりを今後も継承していきながら、課題となった園独自のマニュアル作成、中・長期計画の見直しを図り、こども教育保育課と連携を図りながら、さらに充実した園づくりを目指していきたいと思いました。多方面から評価していただいた第三者評価調査員の皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 評価結果

| 項 目 | | 評価結果 |
|-----------------------------|--|---|
| I 福祉サービスの基本方針と組織 | | |
| I-1 理念・基本方針 | | |
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| 1 | ① | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 b |
| 判断基準 | a | 法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 |
| | b | 法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 |
| | c | 法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 |
| | n | わからない、判断できない。 |
| 着眼点 | ○ | 1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 |
| | ○ | 2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 |
| | ○ | 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 |
| | ○ | 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 |
| | ○ | 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 |
| | ○ | 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 |
| | ○ | 7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 |
| コメント | <p>理念、基本方針の明文化と周知について、市の理念のもと、教育・保育目標と教育・保育方針が教育・保育計画や入園のしおりに記載されている。市の理念は、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は「保育教諭としての使命感と責任感を自覚し教育・保育にあたる」や「職員相互の協力体制と和を重んじ、明るく楽しいこども園づくりをする」、「小学校との連携を図り相互理解と実践を行う」等、5項目の柱があり、幼児期にふさわしい様々な活動を展開する指標になっている。教育・保育目標や基本方針は、職員会議で職員に周知されている。教育・保育目標と教育・保育方針は、入園時に園長があいさつすると共に入園のしおりで説明し、進級時にも園のしおり等を配布して認定こども園の方向性について保護者へ周知を図っている。ホームページやパンフレット、入園のしおりへの理念の追記が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-----------------------------|---|--|------|
| I-2 経営状況の把握 | | | |
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | | |
| 2 | ① | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | b |
| 判断基準 | a | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | |
| | b | 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 | |
| | c | 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 | |
| | ○ | 2 地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。 | |
| | ○ | 3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 | |
| | | 4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 | |
| コメント | | 事業経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握・分析について、園長は、こども園園長連絡会へ参加し、児童福祉法等について把握するとともに、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握している。地域にある学童クラブや保育園等から地域の情報を得ている。地域にアパートが増えており、3歳児のニーズ等があることを把握している。地域の特性として県外からの転勤者も多く、毎年数名の転入生を迎えており、保護者支援のニーズが高いと分析している。社会福祉事業全体の動向の把握と、定期的な教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析が望まれる。 | |
| 3 | ② | 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 | a |
| 判断基準 | a | 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | |
| | b | 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 | |
| | c | 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 | |
| | ○ | 2 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。 | |
| | ○ | 3 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 | |
| | ○ | 4 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 | |
| コメント | | 経営課題を明確にした具体的な取組については、認定こども園に移行して3年目を迎え、園長は、福祉と養護に関する研修や勉強会等の必要性についてこども園スタート時に職員と話し合っ共有している。教育・保育内容や職員体制、送迎時の混雑等の課題があることを明らかにし、朝は園長と教頭が玄関で子どもたちの受け入れに対応している。園内で保育教諭間の保育参観を実施し、職員間で振り返り、感想を述べ合い、保育教諭の資質向上に取り組んでいる。人材確保に関しては、那覇市こども教育・保育課とこども園で情報共有している。課題については改善策等を職員会議で話し合い、設備等に関しては市のこども教育・保育課と調整して取り組み、夏の熱中症予防として園庭に日陰シートやミストを設置すると共に、「水分補給の時間です」のアナウンスをしている。太陽光パネルの発電表示を見ながら、子どもたちと節電の話をすることもある。窓がガラス張りのため外部の目に対して着替え時は電気を消し、目隠しのパーティションを置くことにしている。 | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|---------------------------------|---|--|------|
| I-3 事業計画の策定 | | | |
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | | |
| 4 | ① | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | b |
| 判断基準 | a | 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。 | |
| | b | 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。 | |
| | c | 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。 | |
| | ○ | 2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。 | |
| | ○ | 3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 | |
| | ○ | 4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。 | |
| コメント | | <p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定に関して、市全体の中・長期計画は5年間（2020～2024年度）の第2期那覇市子ども子育て支援事業計画が策定されている。那覇市子ども子育て支援事業計画は、那覇市の児童福祉の推進のため、待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画の推進に関する課題については、保育士等の確保や教育・保育の質の向上に関する事業等が記載されている。計画では5年間の見込みと目標値が明記され、中間見直しを行い実施状況の評価が行える内容となっている。第1期の教育・保育の量の見込みについて、真和志地区は目標値が未達成と評価されている。</p> <p>認定こども園として、設備や備品の整備、職員体制等の具体的な中・長期計画及び収支計画の策定が望まれる。</p> | |
| 5 | ② | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | c |
| 判断基準 | a | 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 | |
| | b | 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。 | |
| | c | 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | | 1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 | |
| | | 2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 | |
| | ○ | 3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 | |
| | | 4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 | |
| コメント | | <p>認定こども園としての中・長期計画を策定し、中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画の策定が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|--------------------------|---|--|------|
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | | |
| 6 | ① | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | b |
| 判断基準 | a | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | |
| | b | 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 | |
| | c | 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 | |
| | | 2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 | |
| | ○ | 3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 | |
| | ○ | 4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 | |
| | ○ | 5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。 | |
| コメント | | <p>事業計画の策定と組織的な実施状況の把握や評価・見直しと職員の理解については、全体的な計画にもとづいて単年度事業計画としての教育保育計画(学校評価計画、延長保育実施計画、子育て支援、年間指導計画、安全年間計画等)が、職員会議等において職員参画のもとで策定されている。策定された教育保育計画の冊子は各クラスに1冊ずつ配り、フリー保育教諭用に職員室に5冊備えて、周知されている。教育保育計画の一つである学校評価は、職員の自己評価と保護者アンケートを12月(コロナ禍で今年度の6月は中止)、学校関係者評価は2月など、評価と公表の時期を定めて実施されている。教育保育計画の実施状況は、毎月の職員会議で進捗状況を把握し、行事や安全計画等はその都度反省評価を行っている。教育保育計画の見直しは1月に各部署で検討され、2月に園長が案を作成し、3月の職員会議で説明し決定している。研修については報告書が作成されている。</p> <p>計画策定の手順書、及び教育保育計画のすべての事業計画について実績報告の作成が望まれる。</p> | |
| 7 | ② | 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。 | a |
| 判断基準 | a | 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 | |
| | b | 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。 | |
| | c | 事業計画を保護者等に周知していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。 | |
| | ○ | 2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 | |
| | ○ | 3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 | |
| | ○ | 4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 | |
| コメント | | <p>事業計画の保護者等への周知については、入園説明会において、園長あいさつの際に、今年度の園の取組について説明している。入園のしおりには主な事業として、アレルギー対応や特別支援教育について、一時預かり保育、延長保育等も記載され、パワーポイントを活用して保護者にわかりやすく説明し、保護者懇談会や個人面談等でも周知している。入園や進級時に保護者に配布する年間計画には、行事計画以外に職員の研修や会議等についても記載されている。配慮を要する支援児の保護者には個別に説明している。外国籍の保護者には、食文化の違いに配慮してメニューを前もって配布し、必要に応じて弁当持参してもらうことを説明し、クリスマス会をお楽しみ会と表示する等、宗教にも配慮している。毎月の園だよりには、こども園の目標やその月の計画、指導のねらい等を記載して配布し、保護者の参加を促すための事前情報の提供に努めている。</p> <p>園だよりへの理念の追記に期待したい。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------------------------------------|---|--|------|
| I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 | | | |
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | | |
| 8 | ① | 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | a |
| 判断基準 | a | 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | |
| | b | 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 | |
| | c | 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。 | |
| | ○ | 2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。 | |
| | ○ | 3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 | |
| | ○ | 4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。 | |
| コメント | | <p>教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、学校評価（教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート）を毎年実施している。計画から実施、評価結果の集計・考察、全職員による改善策の検討、評価結果の公表について、それぞれに時期を定め、園長と教頭を中心に体制が整備されている。定められた評価基準にもとづいて年2回（コロナ禍で今年度は1回）自己評価を実施し、園長と教頭で評価結果を分析・考察して職員会議で検討し、公表すると共に保護者に配布している。園長と教頭、研究主任で改善方針と改善策の案を作成して、年度末の職員会議で職員と共有している。今年度は第三者評価も受審している。</p> | |
| 9 | ② | 評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | b |
| 判断基準 | a | 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 | |
| | b | 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 | |
| | c | 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 | |
| | ○ | 2 職員間で課題の共有化が図られている。 | |
| | ○ | 3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 | |
| | ○ | 4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 | |
| | ○ | 5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 | |
| コメント | | <p>評価結果に基づく認定こども園の課題を明確にした計画的な改善策の実施について、課題は、学級経営の充実と保・こ・小連携の充実、家族アンケートの分析結果からの基本的な生活習慣の確立が明文化され、職員会議で共有されている。課題に対する取組として、各クラスで学級経営案を作成し、学級目標を決め、学級経営を充実させる教育・保育の実践に取り組んでいる。保・こ・小連携の充実に向けては、小学校の会議に教頭が週2回参加し、地域の保育園や小学校との連携会議に園長と教頭、5歳児のクラス担任が出席している。基本的な生活習慣の確立として生活リズムを整えるために、夏休み期間の「早寝・早起き・朝ご飯・お手伝い」の生活チェックを全ての子どもに実施している。改善計画は年度末の職員会議で評価し見直している。</p> <p>職員自己評価の分析結果からの課題の抽出、及び必要に応じて改善策や改善の実施状況の評価を行うと共に、改善計画の見直しが望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|----------------------------|---|--|------|
| II 組織の運営管理 | | | |
| II-1 管理者の責任とリーダーシップ | | | |
| II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。 | | | |
| 10 | ① | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | b |
| 判断基準 | a | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 | |
| | b | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 | |
| | c | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 | |
| | ○ | 2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。 | |
| | ○ | 3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 | |
| | | 4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。 | |
| コメント | | <p>施設長の役割と責任を職員に表明し理解を図っているかについて、園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を年度初めの職員会議で説明している。保護者に対しては入園のしおりに教育・保育目標や教育・保育方針も掲載し、毎月、園だよりを発行してあいさつを掲載するとともに、入園や進級時、行事等におけるあいさつを通して周知している。自らの役割と責任については、運営規程に「園務をつかさどり、所属職員を監督する」ことが明記され、職員会議で説明している教育保育計画には、園務分掌の基本方針を記載し、項目毎に業務内容の担当者を配置して全職員で分担している。</p> <p>園長不在時は教頭が代理を務めることを園長と教頭で共通理解しているが、平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任の明確化が望まれる。</p> | |
| 11 | ② | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 | |
| | b | 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 | |
| | ○ | 2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 | |
| | ○ | 3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 | |
| | ○ | 4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 | |
| コメント | | <p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、那覇市の契約規則に基づく指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品等は市全体で環境に配慮した物品購入に取り組んでいる。那覇市職員サービス規程には、セクシャルハラスメントとパワーハラスメント、妊娠出産育児又は介護に関するハラスメントの禁止が明記されている。園長は、園長連絡会に参加するとともに公務員倫理や体罰禁止、児童福祉法等の研修を受講しており、園内で「体罰禁止とその対応について」の伝達研修を実施している。児童福祉法や虐待防止法、改正育児休業法や個人情報保護法等の遵守すべき法令等の読み合わせを行い、職員に周知し法令遵守の観点での適正な園運営に取り組んでいる。働き方改革については、職員に義務化された年休5日についても取得を促している。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-------------------------------|---|---|--|
| II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 | | | |
| 12 | ① | 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 | b |
| 判断基準 | a | 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 | |
| | b | 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 | |
| | c | 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 |
| | ○ | 2 | 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 |
| | ○ | 3 | 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 |
| | ○ | 4 | 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 |
| | ○ | 5 | 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 |
| コメント | | <p>教育・保育の質の向上に意欲をもちた取組への指導力の発揮に関して、教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年、実施して集計・分析を行っている。園長は、学級経営の充実と保・こ・小連携の充実、家族アンケートの分析結果からの基本的な生活習慣の確立を課題として把握している。学級経営の充実の取組として、職員間の保育参観を各年齢の担任が実施して教育・保育の質の向上に取り組んでいる。基本的な生活習慣の確立のための取組としては、夏休み期間の生活リズムを整えるために、「早寝・早起き・朝ご飯・お手伝い」の生活チェックを全ての子どもに実施している。園長は、職員がやりがいを持って主体的に取り組めるよう、職員が会議等で提案した意見を運営に反映させている。職員の意見で、園児への呼びかけは「〇〇さん」にし、園児が手紙を書いてクラスの郵便受けに入れると当番の園児が郵便配達の手作り帽子をかぶって配達する活動も実施している。「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼保連携型認定こども園の活動について」の研究主題を設定した1年間の園内研修にも取り組み、教育・保育の質の向上に指導力を発揮している。</p> <p>教育・保育計画の各種計画について、評価・分析を実施すると共に、評価・分析の結果から課題を抽出して取り組むことが望まれる。</p> | |
| 13 | ② | 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | a |
| 判断基準 | a | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 | |
| | b | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 | |
| | c | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 |
| | ○ | 2 | 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 |
| | ○ | 3 | 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 |
| | ○ | 4 | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 |
| コメント | | <p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所・週休代替のフリー保育教諭3名、特別支援教育ヘルパー5名、園務補助員1名を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。昨年はコピー機が故障し、コストの安い機種に買い換え、クラスだよりをカラー印刷して保護者に配布できている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、働きやすい環境整備に取り組んでいる。職員会議を意思決定の場としている。市としてリモート会議の導入や園児の登降園管理、健康管理等、現場の業務改善に向けてICT化に取り組んでおり、パソコンとタブレットが2台ずつ園に配布されている。太陽光パネルが設置され、発電表示盤を園児と一緒に見ながら、節電の必要性について話すこともある。</p> <p>遊具等の備品や設備修繕等の財務についての分析にも期待したい。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|--------------------------------------|---|--|--|
| II-2 人材の確保・育成 | | | |
| II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | | |
| 14 | ① | 必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | a |
| 判断基準 | a | 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 | |
| | b | 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 | |
| | c | 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。 |
| | ○ | 2 | 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。 |
| | ○ | 3 | 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 |
| | ○ | 4 | 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。 |
| コメント | | <p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用計画にもとづいて採用試験が実施され、人材が確保されている。週休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員が配置され、必要な人材が確保されている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、会計年度任用職員等の採用はハローワークの活用や市の広報誌に募集を掲載する等により確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。園内で職員採用試験に向けたサポート体制があり、職員の協力を得て2次試験対策(模擬保育等)に取り組み、3年間で4名が合格している。</p> | |
| 15 | ② | 総合的な人事管理が行われている。 | a |
| 判断基準 | a | 総合的な人事管理を実施している。 | |
| | b | 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 | |
| | c | 総合的な人事管理を実施していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 |
| | ○ | 2 | 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。 |
| | ○ | 3 | 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 |
| | | 4 | 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 |
| | | 5 | 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 |
| | ○ | 6 | 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。 |
| コメント | | <p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談を行い、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。労働基準法の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られている。</p> <p>公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-----------------------------|---|---|---|
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | | |
| 16 | ① | 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a |
| 判断基準 | a | 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。 | |
| | b | 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 | |
| | c | 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 |
| | ○ | 2 | 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 |
| | ○ | 3 | 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 |
| | ○ | 4 | 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 |
| | ○ | 5 | 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 |
| | ○ | 6 | ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 |
| | | 7 | 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 |
| | ○ | 8 | 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 |
| コメント | | <p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、職員の就業状況は園長と教頭が把握している。ストレスチェックを実施し、市の保健師による巡回相談があり、園長と教頭による年2回の面談時には職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回は職員に健康診断を受けさせ、人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。来年度までは市から幼稚園教諭の免許更新の補助制度がある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長や教頭が年次有給休暇取得の声かけをし、産休・育休後の時短勤務にも取り組んでいる。人材確保に関しては、園内での職員採用試験に向けたサポート体制があり、職員が協力して2次試験対策（模擬保育等）に取り組み、合格者をだしている。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与も支給されている。</p> <p>公立については、着眼点7は対象外とする。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|---------------------------------|---|---|--|
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | | |
| 17 | ① | 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。 | |
| | b | 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 | |
| | c | 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 |
| | ○ | 2 | 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 |
| | ○ | 3 | 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 |
| | ○ | 4 | 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 |
| | ○ | 5 | 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 |
| コメント | | 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みについては、期待する職員像を明確にし、市の人事評価制度を活用している。保育教諭は年2回、自己評価を実施している。自己評価の内容は、教育・保育目標に基づく学級経営や教育・保育の質の向上、子育て支援等についての業績評価及び実績評価、能力評価（知識・技能や責任感、協調性等）となっている。職員は、次回までの達成目標を数値で設定しており、本人の申告に沿って園長と教頭による年2回の面接を通して達成状況を振り返り、評価して目標の見直しを行っている。 | |
| 18 | ② | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | b |
| 判断基準 | a | 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | |
| | b | 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 | |
| | c | 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 |
| | ○ | 2 | 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。 |
| | ○ | 3 | 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 |
| | ○ | 4 | 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 |
| | ○ | 5 | 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 |
| コメント | | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、教育・保育計画に、「期待する職員像」が明示され、職員に周知している。市や県が策定した研修計画に沿って2年目研修や発達支援の研修、職種別の研修等を受講し研修報告書は全職員に回覧している。「虐待防止」については園内で伝達研修を実施し、「不適切な保育」について職員はオンデマンドで受講している。研修計画は前年度の評価・反省のもと毎年見直されている。園内研究部を中心に今年度は「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼保連携型認定こども園の活動について」のテーマで年間計画を作成し全職員で取り組んでいる。各年齢毎に保育教諭1名が、園内公開保育に取り組み、実施後は感想やアドバイスが得られている。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の資格取得者を認定こども園職員の採用基準としている。 「虐待防止研修」等について園内で伝達研修が実施されているが、市や県が策定した研修に加えて、目的を明確にした園内研修計画の策定、及び実施が望まれる。 | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|---|---|---|------|
| 19 | ③ | 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | a |
| 判断基準 | a | 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 | |
| | b | 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 | |
| | c | 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 | |
| | ○ | 2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 | |
| | ○ | 3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 | |
| | ○ | 4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 | |
| | ○ | 5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 | |
| コメント | | 職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の資格取得状況は採用時の履歴書と資格証の提出により把握している。担任2人制を導入しており、新採用職員は経験者とクラスを担当することで個別のOJTが行われている。園長や教頭、特別支援担当教諭は職種別研修を受講している。沖縄県の2年目研修の受講者が1名おり、昨年は初任者研修終了時に研究発表をしている。発表の内容は、園で飼育しているウサギの入院から看取りまでの子どもたちの関わりを通して、命の大切さについて考える取組である。職員は市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修や子育て支援、食育、発達支援等のテーマ別研修を受講している。外部研修の情報は職員会議や回覧により提供し、必要な職員には園長が声をかけ、職員一人ひとりが研修を受講できるよう、シフトを調整する等の配慮をし、研修報告書は全職員に回覧している。 | |
| II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | | |
| 20 | ① | 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | b |
| 判断基準 | a | 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 | |
| | b | 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 | |
| | c | 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | | 1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 | |
| | ○ | 2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 | |
| | ○ | 3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 | |
| | ○ | 4 指導者に対する研修を実施している。 | |
| | ○ | 5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 | |
| コメント | | 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組については、「実習生受け入れマニュアル」を整備している。新型コロナウイルス感染症予防に向けて、市から「子ども園等における各種実習ガイドライン」が配布されている。実習のプログラムは学校側の実習の手引きを使い、見学と観察、部分実習、責任実習等の予定表が準備されている。実習生受け入れに際しては、守秘義務等の実習心得を明記した文書を準備して園長もしくは教頭がオリエンテーションを行っている。教頭が実習指導者（クラス担任）の指導をしている。実習生受入について、保護者には園だよりや掲示により周知している。学校側の担当者とは、教頭が実習内容についての事前調整をし、実習期間中は電話や訪問等で連携を図っている。 実習生受け入れマニュアルに、実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢の明記、及び子どもや保護者、職員への事前説明について追記することが望まれる。 | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-----------------------------------|---|--|--|
| II-3 運営の透明性の確保 | | | |
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | | |
| 21 | ① | 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | b |
| 判断基準 | a | 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 | |
| | b | 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 | |
| | c | 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 |
| | ○ | 2 | 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 |
| | ○ | 3 | 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 |
| | ○ | 4 | 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。 |
| | | 5 | 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 |
| コメント | | <p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページ等で認定こども園の教育目標や教育・保育の内容等が公開されている。苦情・相談の体制については、事務所入り口にポスターが掲示され意見箱が設置されている。遊具の管理に対する苦情について、改善や対応の状況を文書にして保護者全員に配布している。こども園の教育・保育計画等の資料を作成し、学校評議員会で説明している。</p> <p>苦情・相談の改善や対応状況の掲示板等の活用による公表、及び地域へ向けて理念や基本方針、こども園の活動等を説明した印刷物や広報誌等の配布が望まれる。</p> | |
| 22 | ② | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
| 判断基準 | a | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | |
| | b | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 | |
| | c | 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 |
| | ○ | 2 | 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 |
| | | 3 | 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 |
| | | 4 | 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 |
| コメント | | <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、那覇市の園務分掌や契約規則等に基づいて運営されている。園長の役割は園務分掌に明記され職員等に周知されている。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査(実地指導)が毎年実施されている。那覇市は中核市として外部監査が導入されている。</p> <p>公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|----------------------------|---|--|---|
| Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献 | | | |
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | | |
| 23 | ① | 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 | |
| | b | 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 |
| | ○ | 2 | 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 |
| | ○ | 3 | 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 |
| | ○ | 4 | 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 |
| | ○ | 5 | 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 |
| コメント | | <p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、地域との関わり方の基本的な考え方が「園経営方針」や「こども園像」等に明示されている。玄関前には地域にある4カ所の学童クラブ募集案内、消費者庁の情報、12歳以下のPCR検査等に関する県の情報、母子生活支援施設の子育て情報等が掲示され、市の子育て応援ガイドが自由に手に取れるよう置かれている。子どもたちは散歩時に地域の交番に立ち寄り、おまわりさんから交通安全について学び、自治会主催の豊年祭りにエイサー等で出演するなど職員と共に地域の人々と交流している。未就園の親子に園庭や遊具を開放し、子育てに関する情報等を伝えている。園庭に田んぼがあり、土づくりから田植え、稲刈りまで地域の自治会の協力を得て実施されている。今年度は、収穫したお米を地域の方々によって首里城へ献上する儀式が行われ、地域との文化交流がさらに深まっている。子どもや保護者のニーズに応じて、市の発達支援センターや子育て世代包括支援センター等の社会資源を紹介し、利用を推奨している。</p> | |
| 24 | ② | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。 | b |
| 判断基準 | a | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 | |
| | b | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 | |
| | c | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 |
| | | 2 | 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 |
| | ○ | 3 | ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 |
| | ○ | 4 | ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 |
| | ○ | 5 | 学校教育への協力を行っている。 |
| コメント | | <p>ボランティア受入れに対する基本姿勢は、「保育ボランティア・職場体験マニュアル」に明示され、受け入れの体制を確立している。田んぼづくりでは地域のボランティアとして自治会との繋がりが長年にわたり継続して活動が実施されている。保護者に「ちょボラ」の参加協力を文書でお願いし、絵本や子ども用ソファの修繕、誕生会の準備等の協力を得ている。学校教育への協力については、隣接する真嘉比小学校の5年生が週4日来園し、園児と一緒に掃除をし、絵本の読み聞かせ等を行っている。ボランティアの心得として「約束や秘密を守ること」がマニュアルに明示され、オリエンテーションでマニュアルを用いて説明されている。</p> <p>ボランティア及び職場体験の受け入れについて、守秘義務等の誓約書の提出や地域の学校教育等への協力についての基本姿勢のマニュアルへの追記が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-------------------------------|---|--|---|
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | | |
| 25 | ① | 認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 | |
| | b | 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 | |
| | c | 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 |
| | ○ | 2 | 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 |
| | ○ | 3 | 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 |
| | ○ | 4 | 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 |
| | | 5 | 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 |
| | ○ | 6 | (認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 |
| コメント | | <p>認定こども園として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、行政機関や緊急時の連絡先等を職員室に掲示し、那覇市の子育て応援ガイド等を職員間で情報共有している。小学校の4役会議には園長が参加し、毎週火曜日の朝会と月1回の職員会議には教頭が参加している。「保・こ・小連絡協議会」には教頭と担任が出席して支援が必要な家庭の課題等を共有している。支援を要する子どもについては、個別に教頭と担任、保護者、児童デイサービス事業者が参加する特別支援関係者会議を開催している。発達支援センターからの巡回相談や園内支援会議を開催して子どもの情報を共有している。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもについては、市の子育て支援室に相談し、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携が図られている。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p> | |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | | |
| 26 | ① | 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 | b |
| 判断基準 | a | 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。 | |
| | b | 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 |
| | ○ | 2 | (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 |
| | ○ | 3 | (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 |
| コメント | | <p>地域の教育・保育のニーズ、生活課題等を把握するための取組としては、園長が月2～3回小学校の4役会議に出席し、市の教育・保育園長連絡協議会に年3回参加している。園長と教頭は、小学校のPTA(校長、教頭、教諭も含む)や自治会員、交番のお巡りさん、民生委員・児童委員、銀行関係者や不動産業者等と一緒に地域の夜間パトロールに参加して地域の情報を得ている。定期的に「保・こ・小連絡協議会」に教頭が参加し、地域の特性として県外からの転入生が多いこと等が把握されている。子育て支援実施要領を作成し、地域の未就園の親子に園庭や遊具を開放している。</p> <p>地域の教育・保育ニーズや生活課題の把握に向けて、民生委員・児童委員との定期的な会議等への参加の検討が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|--|---|------|
| 27 | ② | 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | c |
| 判断基準 | a | 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 | |
| | b | 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 | |
| | c | 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | 1 | 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子ども育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。 | |
| | ○ 2 | 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 | |
| | ○ 3 | 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 | |
| | 4 | 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 | |
| | ○ 5 | 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 | |
| コメント | <p>地域の教育・保育ニーズに基づく公益的な事業・活動については、親と子の交流の機会を提供し、こども園が地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たすため、保護者の子育て相談や未就園児親子登園等の計画が「子育て支援実施要領」に明記されている。地域の活性化やまちづくりへの取組として、真嘉比地域の豊年祭りに園児と保育教諭が歌や踊りで参加しているが今年度はコロナ禍で中止されている。本園は、障がい者用トイレが設置されたバリアフリーの施設であることから、災害発生時の福祉避難所として市担当部署の事前調査が昨年、実施されている。</p> <p>把握した地域の教育・保育ニーズに基づき、認定こども園が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組として、地域における幼児期の教育センターとして、未就園児保護者への子育て相談等の実施や公的資金による社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価がCとなる。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-----------------------------|--|---|---|
| Ⅲ 適切な福祉サービスの実施 | | | |
| Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス | | | |
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 | | | |
| 28 | ① | 子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 | b |
| 判断基準 | a | 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。 | |
| | b | 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 | |
| | c | 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 |
| | ○ | 2 | 子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 |
| | | 3 | 子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。 |
| | ○ | 4 | 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 |
| | | 5 | 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 |
| | ○ | 6 | (認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 |
| | ○ | 7 | (認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 |
| | ○ | 8 | (認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 |
| コメント | <p>子どもを尊重した教育・保育の共通の理解をもつための取組について、子どもを尊重する姿勢は「一人ひとりが大切にされ、園児が明るく元気に生活することも園に明記している。初任者や2年目、中堅研修のための「沖縄県の幼稚園・認定こども園指導の手引き」や全国保育士会の「倫理綱領」で明示されている職員の心構えを教育・保育の基本姿勢とし、職員会議等で周知している。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、令和3年6月に園長が子育て支援室主催の虐待防止研修を受講し、園内で伝達研修を実施して全職員に周知している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、一人ひとりの違いを認められるような声かけや援助を行っている。男女とも名前は「さん」づけで呼び、小便器の使用は本人に任せる等、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。園児には、「なかよし集会」でクラス担任と園長が「ちくちく言葉やふわふわ言葉」について説明し相手を傷つける言葉使いをしないよう注意している。子どもたちは、車いすの園児を中心に車いすバスケットを行い、オリンピックやパラリンピックの開催から、文化の違いや互いを尊重することを学んでいる。宗教上の除去食について、給食やおやつを保護者と情報共有し、園で提供できるものと保護者に準備してもらうものを調整している。</p> <p>子どもを尊重した教育・保育の基本姿勢を教育・保育の標準的な実施方法に反映させ、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い必要な対応を図ることが望まれる。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|---|---|---|------|
| 29 | ② | 子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。 | c |
| 判断基準 | a | 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。 | |
| | b | 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。 | |
| | c | 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | 1 | 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 | |
| | 2 | 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。 | |
| | ○ 3 | 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 | |
| | ○ 4 | 子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 | |
| コメント | <p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育について、着替え時は外から見えないように電気を消し、裸にならないような着替え方を指導し注意を促し、そのことを保護者にも伝えている。プライベートゾーンについては絵本を使い、見るのも見せるのもいけないと指導している。一人で着替える際は、小部屋を利用するよう指導している。トイレは、中仕切りで男女別にし、個室トイレにはドアが設置され、子どものプライバシーを守る工夫がされている。</p> <p>子どものプライバシー保護についての規程・マニュアル等を整備し、規程・マニュアル等に基づいたプライバシーに配慮した教育・保育が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価がCとなる。</p> | | |
| III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。 | | | |
| 30 | ① | 利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。 | a |
| 判断基準 | a | 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。 | |
| | b | 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 | |
| | c | 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ 1 | 理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 | |
| | ○ 2 | 認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 | |
| | ○ 3 | 認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 | |
| | ○ 4 | 見学等の希望に対応している。 | |
| | ○ 5 | 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 | |
| コメント | <p>利用希望者への認定こども園選択に必要な情報の提供については、市や園のホームページ及び園のパンフレット(こども園要覧)で紹介するとともに市の担当部署に入所申込みの案内等の冊子が置かれている。パンフレットには「教育・保育目標」や「めざす幼児像」、職員構成や日課、園行事等が記載され、イラストや写真等を用いて分かりやすく工夫されている。利用希望者には園長や教頭が対応し、パンフレットを用いて説明し、見学希望者には園内を案内しながら質問等にも個別に対応している。パンフレットはその年度の予定や実態に合わせて毎年見直している。</p> <p>パンフレットに理念の追記を期待したい。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|---|---|---|
| 31 | ② | 教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。 | b |
| 判断基準 | a | 教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。 | |
| | b | 教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 |
| | ○ | 2 | 教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 |
| | ○ | 3 | 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 |
| | ○ | 4 | 教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 |
| | ○ | 5 | 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 |
| コメント | | <p>教育・保育の開始・変更時の説明については、入園時に入園のしおりと重要事項説明書を配布し、パワーポイントを使用して保護者に説明し同意を得ている。中途入園の保護者には、その都度個別に対応している。年度途中で認定変更があった場合には、市のこどもみらい部で説明して同意を得ている。入園のしおりは、こども園での生活や登園方法、持ち物の準備等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫されている。外国籍の保護者にはスマホのアプリを利用し、ジェスチャーでも対応している。特に配慮を要する保護者には、個別に丁寧に説明して理解を得るほか、園長や教頭に引き継ぎ説明する等の対応をしている。</p> <p>特に配慮を要する保護者への説明についてルール化が望まれる。重要事項説明書については、運営規程との整合性をはかり、守秘義務や虐待防止への対応等を追記することが望まれる。</p> | |
| 32 | ③ | 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。 | b |
| 判断基準 | a | 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。 | |
| | b | 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。 | |
| | c | 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定めている。 |
| | ○ | 2 | 認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 |
| | | 3 | 認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 |
| コメント | | <p>認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性に配慮した対応について、転園時は、指導要録と健康診断書の写しを転園先に提供し、引き継ぎ書で申し送りを行っている。特別支援の子ども転出時は、保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画等の情報を提供している。卒園にあたっては、小学校に指導要録を提出している。退園後の相談には教頭が担当することを説明している。</p> <p>教育・保育の継続性に配慮し、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして手渡すことが望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-------------------------|--|---|------|
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。 | | | |
| 33 | ① | 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 | |
| | b | 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 | |
| | c | 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 | |
| | ○ | 2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 | |
| | ○ | 3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 | |
| | ○ | 4 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 | |
| | ○ | 5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 | |
| | ○ | 6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 | |
| コメント | <p>利用者満足の上を目的とする取組については、日々の教育・保育の中で子どもの遊びの様子を観察し、日々の会話や表情・態度等を通して、子どもの満足を把握するように努めている。保護者からの意見や要望等は、園長の「おしゃべりノート」や個別面談、クラス懇談会で把握に努め、毎年、学校評価に伴う保護者アンケートが実施されている。保護者総会（PTA総会）には、園長と教頭と各クラス担任が参加し、利用者満足を把握する機会としている。保護者アンケートから「行事が少なくコロナ禍で園内に入ることができず子どもの様子が見られない」との声があり、改善のため会議を開催し保育ドキュメントを作成して伝え、玄関に大型テレビを設置して、行事や日々の保育をスライドショーで伝えている。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|----------------------------------|---|--|---|
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | | |
| 34 | ① | 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | b |
| 判断基準 | a | 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 | |
| | b | 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 | |
| | c | 苦情解決の仕組みが確立していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 |
| | ○ | 2 | 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 |
| | ○ | 3 | 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 |
| | ○ | 4 | 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 |
| | ○ | 5 | 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 |
| | ○ | 6 | 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 |
| | ○ | 7 | 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。 |
| コメント | | <p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を教頭とし、第三者委員を2名選任して苦情解決の体制が整備されている。事務所前に沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱も設置され記入用紙も準備されている。保護者には、入園説明会で苦情受付窓口について説明している。昨年、滑り台の柵の設置について市役所経由で苦情があり、苦情報告書を作成し、苦情内容と改善状況等について保護者に文書を配布している。保護者アンケートには、コロナ禍での保育の充実、職員のマスク着用、日々の連絡へのアプリ導入等の意見や要望があり、文書で改善・対応等を報告している。</p> <p>第三者評価受審時の保護者アンケートの「不満や要望を職員以外の人にも相談できることの説明がありましたか」の問いに、21%の保護者が「いいえ」と回答しており、重要事項説明書への苦情相談窓口の明記が望まれる。</p> | |
| 35 | ② | 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 | b |
| 判断基準 | a | 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。 | |
| | b | 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 | |
| | c | 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | | 1 | 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 |
| | ○ | 2 | 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 |
| | ○ | 3 | 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 |
| コメント | | <p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、事務所前に意見箱を設置し、苦情相談窓口の担当や責任者及び第三者委員の連絡先が記載された沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示されている。保護者とともに子どもたちの育ちを進めることを目的にした園長考案の保護者とのやりとりができる「おしゃべりノート」が全園児に配布され、いつでも相談や意見等を言える仕組みがある。園長は毎朝、園児全員のおしゃべりノートに目を通し、意見等は職員間で情報を共有し、職員会議等で話しあって対応している。対面での相談等は職員室や遊戯室で対応してプライバシーに配慮している。保護者の相談には担任や園長、教頭が対応している。</p> <p>重要事項説明書等の保護者に配布する文書に、保護者が相談出来る苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先の追記が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|---|---|------|
| 36 | ③ | 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | b |
| 判断基準 | a | 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。 | |
| | b | 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。 | |
| | c | 保護者からの相談や意見の把握をしていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 | |
| | ○ | 2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 | |
| | ○ | 3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 | |
| | ○ | 4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 | |
| | ○ | 5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。 | |
| | | 6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 | |
| コメント | <p>保護者からの相談や意見への対応については、苦情・相談窓口や意見箱を設置し、職員は、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように、送迎時に保護者とコミュニケーションをとることに努め、毎年、保護者アンケートを実施している。保護者アンケートの「行事が例年通りにできなかった分、普段の園生活で工夫してほしい」との意見に対して、保護者と調整した発表会の開催や運動チャレンジ賞で子どもたちの意欲を醸成できたことを回答している。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順について、「那覇市が提供する福祉サービスに関わる苦情への対応に関する実施要綱」が整備されている。職員で対応できない相談や意見は、園長や教頭と相談して保護者に伝えている。</p> <p>保護者からの相談や意見を受けた際の記録の方法等の施設における手順書の作成、及び対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。口頭での相談・意見についても報告書の作成が望まれる。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|---|---|---|---|
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 | | | |
| 37 | ① | 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | b |
| 判断基準 | a | リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。 | |
| | b | リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 | |
| | c | リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 |
| | ○ | 2 | 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 |
| | ○ | 3 | 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 |
| | ○ | 4 | 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 |
| | ○ | 5 | 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 |
| | ○ | 6 | 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 |
| コメント | | <p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、「防災計画」の中に緊急時及び事故対応手順が明示され、「プール活動・水遊び危機管理マニュアル」にフローチャートやこども園の防災組織体制が記載され、責任者を園長・教頭と明示されている。関係機関との連携や緊急連絡網も作成されている。事故発生時の対応としてや「学校危機管理マニュアル」等をもとに、不審者や事故(ケガ)発生時等の手順が早見表として作成され、職員会議等で周知し、電話の側に置いている。子どもの安全を脅かす事例の収集は、市の担当課からブドウの喉詰まりや給食時のおしゃべりによる誤嚥、節分の豆まき時等の危険性等について報告があり、その都度職員へ伝えている。収集された事例をもとに職員会議等において再発防止の検討をし、節分の豆まきは、子ども用菓子ボーロに変えて行われている。園庭での鉄棒遊びはリスクが高く事故防止の観点から、足元にマットを敷き、職員は子どもから目を離さない対応をしており、事故件数は少ない。木登りや水遊びの前は、安全教育について、園内で勉強会をしている。外部研修として、救急法の講習も受講している。</p> <p>事故やヒヤリ・ハットに関する園内での分類(①医療受診した事故、②それ以外の事故、③ヒヤリ・ハット)についての検討が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|--|--|------|
| 38 | ② | 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | b |
| 判断基準 | a | 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。 | |
| | b | 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。 | |
| | c | 感染症の予防策が講じられていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 | |
| | ○ | 2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 | |
| | ○ | 3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 | |
| | ○ | 4 感染症の予防策が適切に講じられている。 | |
| | ○ | 5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 | |
| | | 6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 | |
| | ○ | 7 (認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。 | |
| コメント | <p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、危機管理マニュアルで責任者は園長としている。感染症対策ガイドラインや新型コロナウイルス感染症予防マニュアル、保健計画が作成され、入園のしおりに学校感染症に罹った場合の登園基準が示され、入園時に保護者に説明されている。近年のコロナウイルス感染症については、「コロナ対策について」の読み合わせを行い、医師による「withコロナ時代」の研修やオンデマンド配信による「新型コロナウイルス感染症感染防止対策研修」等を受講し、職員会議で「インフルエンザ」について学習している。園内では感染症予防の徹底に努め、園内での発生はなく、適切に対応されている。保護者には園だよりやメール等で情報提供しているが、園での対応策がわかりづらいとの意見があり、「感染対策安全マップ」を作成し、玄関先に掲示して見える化する等により情報を発信している。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|--|--|------|
| 39 | ③ | 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | b |
| 判断基準 | a | 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | |
| | b | 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 災害時の対応体制が決められている。 | |
| | | 2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。 | |
| | ○ | 3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 | |
| | ○ | 4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 | |
| | ○ | 5 防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 | |
| コメント | <p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取組については、各種マニュアルを整備し、防災組織体制を定めている。安全教育として防災計画や消防計画、避難訓練年間計画、火災避難訓練、不審者侵入対策や地震、津波避難訓練実施計画に沿って、毎月避難訓練を実施し、隣接の小学校との合同訓練も行われ、子どもの意識を高めるよう努めている。保護者に引き渡すまでの手順を定め、引き渡し連絡カードは避難訓練時に子どもの安否確認や保護者への連絡ができるように、持ち出し書類と一緒に持参している。備蓄リストが作成され、水や缶詰、クッキー等の食料品は市の給食センターで3日分程準備し、職員室で保管している。園長と教頭が確認して賞味期限が短いものは給食センターと連携し給食に使ってもらい補充している。コロナ禍以前は、消防署員が参加して避難訓練や消火訓練を実施し、警察官による横断歩道を渡る練習等の交通安全も実施されている。</p> <p>災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画を整備し、地域の自治会と連携する等による訓練の実施、及び備蓄について食物アレルギーへの配慮等の検討が望まれる。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-------------------------------------|------|--|---|
| Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 | | | |
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 | | | |
| 40 | ① | 教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。 | b |
| 判断基準 | a | 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。 | |
| | b | 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。 | |
| | c | 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 |
| | | 2 | 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 |
| | ○ | 3 | 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 |
| | | 4 | 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 |
| | ○ | 5 | (認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。 |
| | コメント | <p>教育・保育についての標準的な実施方法（マニュアル）の文書化と教育・保育の提供については、与薬マニュアルや実習生受け入れマニュアル、プール活動・水遊び危機管理マニュアル等の各種危機管理マニュアルが整備されている。園児の危機管理マニュアル等も含まれている教育・保育指導計画は全職員に配布し、年度初めの職員会議で周知・共有され、日常的に活用されている。職員は標準的な実施方法をベースとして、子どもの年齢や個性に応じた教育・保育が行われるよう努めている。</p> <p>標準的な実施方法への子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢の明示、及び教育・保育に必要なマニュアルや手順書の整備、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p> | |
| 41 | ② | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | c |
| 判断基準 | a | 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 | |
| | b | 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 | |
| | c | 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 |
| | | 2 | 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 |
| | | 3 | 検証・見直しに当たり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 |
| | | 4 | 検証・見直しに当たり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 |
| | コメント | <p>標準的な実施方法の見直しについては、園児の危機管理マニュアルや不審者に関するマニュアルが整備され、次年度の教育・保育指導計画を作成する12月から2月にかけて見直す時期とされている。職員は、日々の教育・保育の中で、見直しが必要な箇所の手直しをし、内容を追加し、職員会議等で提案して見直す方法としている。</p> <p>教育・保育の標準的な実施方法について、定期的な検証・見直しの実施、及び見直しに当たっては、職員や保護者からの意見や提案が反映されるとともに、見直しの過程がわかるよう制定年月日や改定年月日の記載が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | 評価結果 |
|---|--|--|
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | | |
| 42 | ① | アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 b |
| 判断基準 | a | アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。 |
| | b | アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 |
| | c | アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。 |
| | n | わからない、判断できない。 |
| 着眼点 | ○ | 1 指導計画作成の責任者を設置している。 |
| | | 2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 |
| | ○ | 3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 |
| | ○ | 4 (認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。 |
| | ○ | 5 (認定こども園)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 |
| | ○ | 6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 |
| | ○ | 7 (認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 |
| | ○ | 8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 |
| | ○ | 9 (認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。 |
| コメント | <p>アセスメントに基づく指導計画の適切な策定については、年間指導計画や月、週案等を担当職員が検討し、週案会議等に園長と教頭、担当職員が参加して作成され、責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、入園時に公立園共通の児童票(言語、遊び、食事、排せつ、睡眠、着脱、清潔、安全、体質、社会性)や既往歴等が記載された書類の提出により子どもの状態を把握している。入園予定児の提出書類や面接情報をもとに、職員会議で話し合って新入園児の情報を共有してクラス分けをしている。全体的な計画に基づいて、教育課程や年間指導計画が策定されている。個別の指導計画については、特別な支援を要する子どもに対して、特別支援教育経営方針のもと、「友達といっぱい遊んでほしい」との保護者のニーズ等を踏まえて作成している。指導計画は週案会議や職員会議で確認し、個別の指導計画作成は、児童デイサービスや発達支援センターとの会議に基づいてクラス担当が作成し、保護者の同意を得ている。指導計画の振り返りは、週案は金曜日、月毎の指導計画は月末に担当者が評価している。支援会議で子どもの気になる行動等について話し合い、年2回の市発達支援センターから派遣される心理相談員や専門職等による巡回指導からも助言を得て、保護者へのアドバイスや情報提供を行っている。指導計画には、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として「小学校との交流、数や文字・図形などに関心を深める、集団でのふさわしい話の聞き方や態度がわかり、しっかり話を聞こうとする気持ちを持つ」などが反映されている。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメントによる課題の協議や目標の合議等、アセスメント手法の確立が望まれる。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|--------------------------------|---|---|--|
| 43 | ② | 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 | b |
| 判断基準 | a | 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 | |
| | b | 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 | |
| | c | 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 |
| | ○ | 2 | 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 |
| | | 3 | 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 |
| | ○ | 4 | 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 |
| | ○ | 5 | (認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 |
| コメント | | <p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画作成の見直し時期として、週案は金曜日、月間指導計画は月末を基本とし、次年度に向けて12月から3月に職員会議で検討し、教育・保育計画の作成と同時に指導計画の評価・見直しを行っている。指導計画等は各職員に配布して常に確認できるようにしている。保護者アンケートを毎年実施し、コロナ禍で保育参観等が中止になり、子どもたちの様子が見られないことへの物足りなさの意見があり、計画作成に活かせるよう努めている。職員は各自の教育・保育指導計画に、その都度気づきを手書きで書き込み、次年度に向けて見直しの検討材料としている。</p> <p>指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備、及び指導計画の見直しに保護者の同意を得るための手順を定めることが望まれる。</p> | |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。 | | | |
| 44 | ① | 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | a |
| 判断基準 | a | 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 | |
| | b | 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 | |
| | c | 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。 |
| | ○ | 2 | 個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。 |
| | ○ | 3 | 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 |
| | ○ | 4 | 認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 |
| | ○ | 5 | 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 |
| | ○ | 6 | コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 |
| コメント | | <p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有については、子どもの発達状況や生活状況等は、市のこども教育保育課が定めた統一した様式(要録)や保育日誌、支援会議録などに記録されている。個別の指導計画等に基づく教育・保育として、外部からの刺激に敏感な子どもの場合、静かな場所へ移動する支援や発達支援センターへ繋げた記録が確認できる。記録内容や書き方に差異が生じないように保育日誌は、午前と午後に分けて主に行ったことを記入している。一般的な情報は回覧で周知し、子どもや家族等の個人情報については、担当した職員から園長や教頭に伝え、情報分別や周知については、園長や教頭の判断で行われている。毎週金曜日の週案会議をはじめ、月1回の職員会議、月1～2回の支援員も参加する支援会議等で指導計画の振り返りや行事等、情報が共有されている。職員室の各テーブルにパソコンが設置され、保育日誌や週案等の会議録がパソコンネットワークで情報共有する仕組みが整備されている。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|--|---|---|
| 45 | ② | 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 | |
| | b | 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 | |
| | c | 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 |
| | ○ | 2 | 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 |
| | ○ | 3 | 記録管理の責任者が設置されている。 |
| | ○ | 4 | 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 |
| | ○ | 5 | 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 |
| | ○ | 6 | 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 |
| コメント | <p>子どもに関する記録の管理体制については、那覇市の個人情報保護規程や文書取扱規程、ファイル基準票や運営規程で、子どもの記録の保管と保存、廃棄、情報の開示に関する事項を定めている。個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策として、児童票の持ち出しを禁止し、児童記録等は鍵付きのキャビネットや金庫で保管され、キャビネット等は締め忘れがないよう声をかけ合っている。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取扱いについては職員会議等で説明して注意を喚起している。保健計画で、健康診断時は「児童票等による情報は、個人情報なので守秘義務を厳守すること」と記載されている。職員は、入職時に個人情報に関する研修を受講し、個人情報が記載された文書の処分は必ずシュレッダーにかけるなど、個人情報保護規程等を理解し遵守している。園長は、入園説明会で保護者に個人情報の取り扱いについて説明し、「個人情報保護に関する同意書」を得ている。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|--------------------------|---|---|------|
| A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育 | | | |
| A-1-1) 子どもの権利擁護 | | | |
| 46 | A① | ① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 | |
| | b | — | |
| | c | 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 | |
| | ○ | 2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。 | |
| | ○ | 3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 | |
| | ○ | 4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 | |
| | ○ | 5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。 | |
| コメント | <p>子どもの権利擁護に対する取組については、市の子ども虐待対応マニュアルや虐待マニュアルフローチャートがあり、県や内閣府、厚生労働省等の資料も整備され、職員の理解が図られている。「那覇市世界にはばたくこどもの街宣言」に、子どもやその保護者との約束が謳われ、全国保育士会の倫理綱領や人権擁護のためのセルフチェックリストには、子どもの最善の利益の尊重や人権擁護等が記載され、職員に周知し日々の教育・保育に活かしている。権利侵害の防止と早期発見のために、登園時の子どもの視診や教育・保育時の子どもの発言、連絡のない子どもの休みなどへの対応を行っている。職員会議や週案会議等において、子どもの状態や様子を職員間で共有するとともに、職員の言葉かけや行動等については、お互いに話し合える関係性を築いている。園長は、権利擁護に関する「体罰禁止とその対応方法について」を受講し、全職員へ伝達研修を実施している。職員による不適切な関わりの予防や早期発見に向けて、「不適切な保育チェックリスト」を活用し、毎年、職員自身の振り返りが行われることに期待したい。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|----------------------------|--|---|---|
| A-2 教育・保育内容 | | | |
| A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成 | | | |
| 47 | A② | ① | 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。 b |
| 判断基準 | a | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。 | |
| | b | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。 | |
| | c | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。 |
| | ○ | 2 | 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。 |
| | ○ | 3 | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。 |
| | ○ | 4 | 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。 |
| | ○ | 5 | 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。 |
| | | 6 | 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。 |
| | ○ | 7 | 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。 |
| | | 8 | 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。 |
| コメント | <p>全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生・安全管理、食育の推進、子育て支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・関係者評価)、研修計画・学力向上推進計画、安全などで作成されている。全体的な計画の見直しは、12月から2月にかけて園長や教頭が使用中の計画を検証し案を作成し、年度末に職員会議で協議している。教育課程や年間(期間)指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。</p> <p>保護者に対して指導計画を周知するための説明、及び年度末の評価・反省結果の明文化が望まれる。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------------------------------|----|---|------|
| A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開 | | | |
| 48 | A③ | ① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | a |
| 判断基準 | a | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | |
| | b | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。 | |
| | c | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。 | |
| | ○ | 2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。 | |
| | ○ | 3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。 | |
| | ○ | 4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。 | |
| | ○ | 5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。 | |
| | ○ | 6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。 | |
| コメント | | <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機で温度を調整し、空気清浄機が各クラスに設置されている。園内外の設備用具について、室内にある遊具は毎日教育保育終了後に消毒し、施設の清掃等は職員が実施している。安全管理については、安全点検表の室内、固定遊具、その他階段等外の設備を25の項目に基づいて、毎月1日に当番クラスの職員が安全点検を行っている。破損等が具体的に記録され報告されている。一人ひとりの落ち着ける場としては、4歳児室では畳敷やゴザが準備され、9月頃までは昼寝を実施している。5歳児は各クラスにゴザが準備され、1畳ほどの畳間があり、食事終了後はテーブルを片付けてふき掃除をした後にくつろぐ場や睡眠の場として確保している。トイレは明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備となっている。4歳児用は男女共用で、洋便器と小便器が2基ずつ設置され、5歳児は男女別々に洋便器や小便器が有りドアが設置されている。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|--|---|------|
| 49 | A④ | ② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。 | |
| | b | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。 | |
| | ○ | 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。 | |
| | ○ | 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 | |
| | ○ | 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。 | |
| | ○ | 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。 | |
| | ○ | 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。 | |
| コメント | <p>一人ひとりの子どもの受容と子どもの状態に応じた教育・保育については、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め一人ひとりに合わせた工夫や配慮として、4歳児では、ぼっくりやフラフープ、大縄跳び等が出来るようになった子は園長先生から「がんばり賞」をもらえることもあり一人ひとりが頑張っている写真が紹介されている。「10回まで回せるまで頑張る」「挑戦に失敗した子が、もう1回頑張る」などが紹介されている。「ドッジボールを恐がる子もいるので一緒に参加して楽しめるようにしていく」との記録がある。運動会に向けてかけっこの並び方を覚えた子が、友達に教えてあげるなども取り入れながら、子どもの気持ちに添って適切に対応している。5歳児でも「頑張り賞」があり、ぼっくりやなわとび、フラフープ、やっこ、竹うま、雲梯棒など「家や公園でずっと練習していたら跳べるようになったんだよ」と繰り返し挑戦してできるようになった達成感を味わっている子や園庭での泥団子づくりに夢中になっている子などの様子が記録されている。発表会終了後も子どもたちの繰り返し遊びたいとの気持ちに添って、衣装や役割を入れ替えて繰り返し遊んでいる。保育の中で子どもが自分の思いを表現することができており、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。「発表会の練習が始まり、取組が遅く、焦ってしまうが楽しく取り組めるように言葉かけにも注意しながら進めていきたい」とせかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p> <p>クラスだよりからその月の子どもの活動の状況の結果が把握できたが、週・日案に遊び等の展開の状況や達成の遅い子どもの支援の工夫の追記等に期待したい。</p> | | |

| 項目 | | | 評価結果 | |
|------|---|---|---|---|
| 50 | A⑤ | ③ | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 | | |
| | b | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。 | | |
| | c | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。 | | |
| | n | わからない、判断できない。 | | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。 | |
| | ○ | 2 | 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。 | |
| | ○ | 3 | 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。 | |
| | ○ | 4 | 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。 | |
| | ○ | 5 | 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。 | |
| コメント | <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、基本的な生活習慣年間指導計画（あいさつ、食事、排せつ、休息、清潔、衣服の着脱、評価反省の項目）を作成し、月・週案に基本的な生活習慣の項目を設定している。4歳児では4月の保育教諭の援助として「身の回りのことを自分なりにしようとしている姿を認め、褒めたり、励ましたりしながら自分でできたことを一緒に喜んでいく」と一人ひとりの子どもの発達に合わせての配慮があり、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助している。9月には「身の回りのことを自分でできるように、気づけるような声掛けや進んで行っている姿を認めていく」と強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。5歳児は、基本的な生活習慣の援助として、4月は「所持品の始末など一人ひとりに合わせて、手伝ったり、見守ったり、教えたりしながら自分でしようとする気持ちにさせる」「トイレの使い方や手洗いなど、園での生活の仕方を個人的に具体的に教えるとともに、クラス全体でも繰り返し丁寧に行う」と基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて配慮がされている。12月は、室内での衣服の調節としてジャンパー等の上着をハンガーにかけるなどに取り組み、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。日課表に登園後は「外で好きな遊びをする(雨天時は室内)」とあり、昼食後は午後のおやつまでの間「室内で好きな遊びまたは午睡をする」と表示され、昼寝をする子や活動(かるた、パズル、塗り絵、お絵かき)をする子等、遊びと休息のバランスが保たれるように工夫している。入園のしおりに「生活リズムを整え基本的な生活習慣を身につけさせましょう」と7項目が明示されている。</p> | | | |

| 項目 | | | 評価結果 | |
|------|----|---|--|---|
| 51 | A⑥ | ④ | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。 | a |
| 判断基準 | a | | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。 | |
| | b | | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。 | |
| | c | | 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。 | |
| | n | | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。 | |
| | ○ | 2 | 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。 | |
| | ○ | 3 | 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。 | |
| | ○ | 4 | 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感ずることができるような視点を取り入れている。 | |
| | ○ | 5 | 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。 | |
| | ○ | 6 | 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。 | |
| | ○ | 7 | 子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。 | |
| | ○ | 8 | 子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。 | |
| | | | <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、外遊びの場として広い園庭と芝生のある屋上広場、屋上につながる階段広場等がある。室内には5歳児クラスの1階に畳の間と2階に隠れ家的なロフトが設置され、廊下側には子ども6人ほどが入れる小部屋が設置され、クラスそれぞれのレイアウトを施して入りたい雰囲気づくりがされ、外でも室内でも子どもたちがワクワクする環境整備がされている。玄関にはジュウシマツが飼育され、図書コーナーの壁棚には25種類の果物や野菜等の種が瓶詰めで展示されている。園庭にはウサギ2羽とカメが飼育され、5歳児クラスが分担して世話をしている。午前と午後の外遊びが位置づけられ、雨天以外は毎日外遊びが計画、実施されている。外での活動には園庭での砂場遊びや泥団子遊び、固定遊具(ブランコ、滑り台、雲梯、鉄棒)遊びも設定されている。長縄跳び、フラフープ、ドッジボール、木登り、ホッピング、雲梯棒、鉄棒、やっこ、竹馬、短縄、砂場、泥団子等遊具を使った遊びの他、オリンピックごっこ、かけっこがある。室内遊びはブロックやパズル、ぬりえ、お絵かき、折り紙、ままごと、車、粘土、手回しこま、絵本、製作、レゴ、トランプ、カード遊び、オセロ、お店屋さんごっこ、廃材遊び、マフラー作り、こま回し、すごろく、かるた等の環境を整備している。各クラスで室内外でも、それぞれに好きな遊びが展開され、一人で遊ぶ姿や各グループに分かれて遊んでいる姿がある。各クラスの水槽でグッピーや金魚等が飼育され、小動物に興味を持てるよう配慮されている。季節の移り変わりを感ずるねらいとしては4月ごろは園庭の田んぼではトンボやヤゴ、カエルなどと出会い、秋には稲刈りをしてお米が出来るまでを経験し、落ち葉や草花の種、木の実等、季節が感じられる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもの表現で伝えられるよう、保育教諭は発達に応じた援助をしている。園庭の一角にある畑にはさつまいもとカボチャ、数珠玉が植えられ、各所にペゴニアやコスモス等、季節の花のプランターが置かれている。5歳児ではクラス全員によるお店屋さんごっこやドッジボールに取り組み、協同で活動する意義を理解した展開等を保育教諭は援助している。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 | | | |
|------|------|--------------------------------------|---|---|-----------------------------------|------------------------------------|
| 52 | A⑦ | ⑤ | 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | / | | |
| | | 判断基準 | a | | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | |
| | | | b | | 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 | |
| | | | c | | 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 | |
| | n | | わからない、判断できない。 | | | |
| | 着眼点 | 1 | 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 | | | |
| | | 2 | 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。 | | | |
| | | 3 | 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。 | | | |
| | | 4 | 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 | | | |
| | | 5 | 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 | | | |
| | | 6 | 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。 | | | |
| | コメント | | 乳児期の園児(0歳児)が在籍していないため、評価対象外。 | | | |
| | 53 | A⑧ | ⑥ | 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | / | |
| | | | 判断基準 | a | | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 |
| | | | | b | | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 |
| | | | | c | | 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 |
| | | n | | わからない、判断できない。 | | |
| 着眼点 | | 1 | 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。 | | | |
| | | 2 | 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 | | | |
| | | 3 | 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 | | | |
| | | 4 | 子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。 | | | |
| | | 5 | 保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。 | | | |
| | | 6 | 様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。 | | | |
| | | 7 | 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 | | | |
| コメント | | 満1歳以上3歳未満の園児(1・2歳児)が在籍していないため、評価対象外。 | | | | |

| | | 項 目 | | 評価結果 |
|------|------|---|--|------|
| 54 | A⑨ | ⑦ | 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| 判断基準 | a | | 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している | |
| | b | | 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 | |
| | c | | 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。 | |
| | n | | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | | 1 | 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。 | |
| | ○ | 2 | 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。 | |
| | ○ | 3 | 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。 | |
| | ○ | 4 | 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。 | |
| | コメント | <p>3歳以上児の教育・保育における養護と教育が一体的に展開される環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、4歳児では、5月は好奇心いっぱい一人で砂遊びをしていたが、6月になると気の合う友達とお互いの砂の山や穴を比べることで満足し、7月には砂場でトイを使って何が流せるんだらうに対して「そうめん流しをしたよ」との発言があり、子どもたちが協力しているんな道具を使って水を流すなど活動を発展させたことが記録されている。新しい運動遊びにも目標をもって挑戦しようとする気持ちを大切に、体を動かす楽しさを感じてほしいと、ドッジボールを年長児に教えてもらいながら、数人が一緒に仲間に入れてもらったりして、現在はクラスだけでも展開するまでになっている。5歳児は、一人の子が家で見たシンデレラの話を始め、一緒にやろうと誘い、意地悪なお姉さん役を保育教諭に依頼し、リボンやカラーポリ袋で衣装などを作り、見せたいとの思いで「帰りの会で披露すること」を実施している。その後、またやりたいとの意見で、クラスをチームに分けて帰りの会で「見せあいごっこ」をするまでになり、さらに全員で発表会で演じるまでに展開し、友だちと協力して一つのことをやり遂げる環境にその折々に保育教諭が適切に関わって配慮している。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、送迎時やクラス日より、個人面談やDVD等で保護者に伝えている。小学校には、朝会や職員会議等で伝える機会としている。</p> <p>着眼点1番の3歳児の教育・保育に関しては、実施していないため非該当。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------|------|--|------|
| 55 | A⑩ | ⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| 判断基準 | a | 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | |
| | b | 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 | |
| | c | 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 | |
| | ○ | 2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 | |
| | ○ | 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。 | |
| | ○ | 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 | |
| | ○ | 5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。 | |
| | ○ | 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 | |
| | ○ | 7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 | |
| | ○ | 8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 | |
| | コメント | <p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、建物設備は全面バリアフリーで、多目的トイレが設置され支援児を受け入れる環境が整備されている。特別支援児への配慮については、週・日案に「個別への配慮」の項目として関連づけ、一人ひとりの状況が記録されている。特別支援コーディネーターとして教頭が位置づけられ、担任保育教諭以外に特別支援ヘルパーが配置されている。今年度は、支援児が8人で全クラスに在籍し、児童デイサービスの職員及び保護者も交えて、一人ひとりの特別支援関係者会議が実施されている。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、計画内容としては、個別の教育・保育支援計画Ⅰ及びⅡがある。Ⅰについては家族構成や健康状態・障害状態、成育歴、諸検査歴、これまでの相談歴等と保護者確認欄がある。Ⅱについては、実態や本児の伸ばしたい点、支援が必要な点、長期目標、短期目標、次年度への引き継ぎ事項となっている。計画に基づいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われ、午後は7人が児童デイサービスに通っている。発達支援センターによる巡回指導を受けている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関して保護者からの相談に対応し、個人面談を実施している。5歳児6人の進学先（2人は特別支援学校、2人は小学校の特別支援学級、2人が普通学級）が決定している。入園のしおりに「特別支援教育」についての内容が表示されている。</p> | |

| | | 項 目 | 評価結果 |
|------|----|---|------|
| 56 | A⑪ | ⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | b |
| 判断基準 | a | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | |
| | b | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 | |
| | c | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 | |
| | ○ | 2 在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。 | |
| | ○ | 3 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。 | |
| | ○ | 4 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。 | |
| | ○ | 5 子ども在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 | |
| | ○ | 6 在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。 | |
| | ○ | 7 子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。 | |
| | ○ | 8 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。 | |
| | ○ | 9 1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている | |
| | | <p>在園時間の異なる子どものための環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕は異年齢の子どもと一緒に過ごす合同保育として出入口に近い絵本コーナーのある部屋で受け入れている。延長保育実施計画書や一時預かり保育計画が作成されている。合同保育は早朝は7時30分から8時までと夕方は午後6時15分頃～7時30分までを絵本コーナーで対応し、パズルや絵本等で遊び、子どもが楽しく過ごせるよう配慮されている。延長保育は15人ほどが不定期に利用し、園独自でおやつ（せんべい等）が用意されている。一時預かりは不定期に1日単位での利用がある。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子については、引継ぎ簿を担任が作成して延長当番保育教諭に提出し、当番保育教諭から保護者に伝える体制になっている。</p> <p>週・日の指導計画に長時間保育や1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容についての位置づけが望まれる。</p> | |

| 項目 | | | 評価結果 |
|------|---|---|---|
| 57 | A⑫ | ⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | a |
| 判断基準 | a | 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | |
| | b | 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 | |
| | c | 小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。 |
| | ○ | 2 | 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。 |
| | ○ | 3 | 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。 |
| | ○ | 4 | 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。 |
| | ○ | 5 | 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。 |
| コメント | <p>小学校との接続、就学を見通した計画に基づく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。隣接する小学校との接続計画として、アプローチカリキュラムが作成されている。地震・津波・不審者対策の合同避難訓練や運動会等が実施されている。隣接する真嘉比小学校の5年生が週4回、給食後20分程度の清掃や絵本の読み聞かせ等を行い、田んぼの植え付け時や収穫時等は合同で実施されている。コロナ禍で、5年生との給食試食会や1年生のお招き会、プールや図書館の使用等を中止している。教員との連携については、小学校の4役会議に園長が参加し、毎週火曜日の朝会と月1回の職員会議には教頭が参加している。「保・こ・小連絡協議会」には教頭と担任が出席して支援が必要な家庭の課題等を共有している。「保・幼・こ・小連絡協議会」に近隣の保育所等9か所が参加し合同会議を実施して課題等を共有している。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいた子ども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|--------------|------|---|------|
| A-2-(3) 健康管理 | | | |
| 58 | A⑬ | ① 子どもの健康管理を適切に行っている。 | b |
| 判断基準 | a | 子どもの健康管理を適切に行っている。 | |
| | b | 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 子どもの健康管理を適切に行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 | |
| | ○ | 2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 | |
| | ○ | 3 子どもの保健に関する計画を作成している。 | |
| | ○ | 4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 | |
| | ○ | 5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 | |
| | ○ | 6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 | |
| | ○ | 7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 | |
| | ○ | 8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。 | |
| | コメント | <p>子どもの健康管理については、与薬マニュアルや健康観察シート、入園のしおり等をもとに、登園時に子ども一人ひとりの心身の健康状態の把握に努めている。登園時は視診などで子どもの様子を確認し、37.5度以上の場合には保護者に連絡し迎えてもらい受診を促し、その結果を把握している。園内でケガをした場合もその状況を保護者に報告するとともに、小学校の養護教諭に診てもらい、必要時は受診している。保健・健康教育年間指導計画が作成され、年間計画に基づいた健康管理や家庭との連携が行われている。年2回、健康診断や歯科検診が行われ、子どもの健康状態は職員に周知し共有されている。入園時の児童票を通して、既往症やアレルギー疾患、予防接種など、保護者から子どもの健康にかかわる情報が得られている。保護者に対し、重要事項説明書や入園のしおり、保健便りや園だより等で感染対策及び健康に関する園の方針や取組などを伝えている。</p> <p>与薬マニュアルは作成されているが、子どもの健康管理に関するその他のマニュアルの作成が望まれる。</p> <p>着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外。</p> | |
| 59 | A⑭ | ② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 | a |
| 判断基準 | a | 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 | |
| | b | 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。 | |
| | c | 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 | |
| | ○ | 2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。 | |
| | ○ | 3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。 | |
| | コメント | <p>健康診断や歯科検診の結果の教育・保育への反映については、嘱託医による健康診断と歯科検診を年2回実施し、その他の検査（尿、蛭虫、視力）を年1回実施している。結果は健康観察簿に記録され、園長や教頭、担当職員に周知されている。健康診断や歯科検診を通して、子どもたちが健康な身体づくりに関心が持てるように、園経営や教育・保育の目標の健康や体力の向上に歯磨きの推進が位置づけられ、各指導計画や日課表に反映し、給食やおやつ後に歯磨きを実施している。検査結果は保護者に通知され、家庭での生活にも活かせるよう留意点を発信するとともに、虫歯のない子どもには「きらりしょう」を、治療が終わった子どもには「きれいでしょう」を与え、歯の大切さを子ども自ら持てるよう支援している。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 | |
|------|------|---|--|---|
| 60 | A⑮ | ③ | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | b |
| 判断基準 | a | | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。 | |
| | b | | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。 | |
| | n | | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 | アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 | |
| | ○ | 2 | 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 | |
| | ○ | 3 | 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。 | |
| | ○ | 4 | 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 | |
| | ○ | 5 | 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。 | |
| | ○ | 6 | 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。 | |
| | コメント | | アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師の指示による適切な対応については、こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表と食物アレルギー対応マニュアルが主管課で作成されている。入園時に子どものアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認し、医師の診断・指示書のもと、牛乳やピーナツ、魚等のアレルギー疾患を持つ子どもや喘息やアトピー性皮膚炎等の慢性疾患を持つ園児への対応を行い、個別対応記録に記載している。保護者から他の子どもと同じように園活動に参加させてほしいとの希望があり、職員は子どものアレルギー反応に熟知し、日々の活動を見守りながら対応している。食事提供時には、アレルギー食献立表をもとに除去食で対応し、トレイや食器の色を変え席を別にして一番先に出している。職員は、アレルギー反応を起こす食材に触れさせないように、細心の注意をはらって対応している。アレルギー疾患への緊急対応として、エピペンの使用方法を小学校の養護教諭から技術習得し、エピペンは保管庫に保管され、全職員で共通理解している。小児科医による「保育園における食物アレルギー対応について」を受講し、職員会議で伝達している。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもが入園する際には、保護者や給食センターの栄養士と連携して医師の指示のもとに対応しており、他の保護者や子どもにも説明している。魚アレルギーの子はグッピーの餌に触れられないこと、及び牛乳アレルギーの子は牛乳パックの廃材に触れないことや給食に牛乳が出た場合は、お膳を持ってアレルギーの子の傍から通らないこと等、園児に具体的に説明して理解を促している。 慢性疾患のある子どもへの対応マニュアルの作成が望まれる。 | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|------------|--|--|------|
| A-2-(4) 食事 | | | |
| 61 | A⑯ | ① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 | a |
| 判断基準 | a | 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 | |
| | b | 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。 | |
| | c | 食事を楽しむことができる工夫をしていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。 | |
| | ○ | 2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 | |
| | ○ | 3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 | |
| | ○ | 4 食器の材質や形などに配慮している。 | |
| | ○ | 5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 | |
| | ○ | 6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 | |
| | ○ | 7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 | |
| | ○ | 8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。 | |
| コメント | <p>食事を楽しむことができる工夫として、食育指導計画や食育年間計画表が作成され、全体的な計画や年間指導計画、月・週案に食育を位置付けて取り組んでいる。コロナ禍以前は音楽が流れ、お互いのテーブルを向かい合わせて和やかな雰囲気ですべてを食べていたが、今は前向きで黙食となっている。入園時、4歳児は緊張感から食べることが精一杯であることから、5歳児より食事時間を10分長くし、完食できるよう量を減らして提供している。特別支援児は、子どものこだわりを受け止めながらヘルパーが支援している。5歳児は小学生と同じ時間内で給食がとれるように、子どもの発達に合わせた援助を行っている。給食は市の給食センターから配食され、献立表は赤や黄、緑の食品と食材を区分して表示され玄関先に掲示している。その日の給食も展示し保護者も参考にできるようにしている。食器は給柄のついた耐熱用のメラニン樹脂で、箸の苦手な子にはスプーンやフォークも使用させている。以前は子どもがエプロンなどを着用して配膳していたが、コロナ禍で感染予防のため職員が配膳している。配膳の際は、今日の献立を紹介するとともに、完食の喜びを味わえるよう食事の量を多め、普通、少なめの中から選んでもらう工夫をしている。子どもが苦手なメニューや食材の場合、匂いをしたり、味を感じたり、一口食べてみよう、と声かけしたりし、食べることができるようになったら保護者にも伝え、一緒に喜んでいる。飼育栽培年間計画や田んぼの年間計画が作成され、田植えや稲刈り収穫等、米ができるまでの一連の作業を体験し、できた米でご飯を炊き、子どもたち自らおにぎりを作り食している。5月～6月頃はゴーヤーやヘチマ、ピーマン、9月頃はインゲンや二十日大根、10月頃から人参やジャガイモ、玉ねぎ等を植え、子どもたちが水やりから収穫までを担い、季節ごとの野菜の育ちを観察し収穫を楽しみにしている。2月にはジャガイモや人参を収穫し、カレーパーティーを行い、子どもたちが食に関心が持てるように取り組んでいる。主管課発行の給食だよりや毎月の献立表を保護者に配布している。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 | |
|------|----|---|---|---|
| 62 | A⑰ | ② | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | b |
| 判断基準 | a | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | | |
| | b | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。 | | |
| | c | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。 | | |
| | n | わからない、判断できない。 | | |
| 着眼点 | ○ | 1 | 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 | |
| | ○ | 2 | 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 | |
| | ○ | 3 | 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 | |
| | ○ | 4 | 季節感のある献立となるよう配慮している。 | |
| | ○ | 5 | 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 | |
| | | 6 | 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 | |
| | | 7 | 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。 | |
| コメント | | <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、栄養士による献立で市の給食センターからの配食となっており、子どもの残食状況やメニューの好き嫌い、食材の硬さや味等、子どもや職員の感想をもとに、毎月の給食会議で栄養士と情報交換している。給食は各クラスごとに自室で担当職員が対応しており、子ども一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握して配膳している。園長や教頭が検食して検食記録表が作成され、給食記録表も作成されている。保育日誌の残食記入欄にクラスごとの残食量を記入し、会議で話し合い、その内容をもとに園の意向として栄養士に伝え、献立に反映してもらっている。季節感のある献立として、夏はソーメンやすいかのおやつを提供し、ゴーヤーはチップスにすると食べる子どもが増えている。冬はビーフシチューやカレーなどの暖かい献立にし、正月には中味汁やイナムルチ、赤飯、コロナ禍以前は餅つきも行われている。地域の食文化や行事食として、沖縄そばやジュシー、ムーチャー、七草がゆ等があり、子どもから「今日のだしは違うね、カツオだし、あごダシ？」と食に興味や関心を寄せる子もいる。給食センターの栄養士や調理員による給食場面の観察や子どもとの交流の機会を設けることが望まれる。</p> <p>着眼点7については、配食のため非該当とする。</p> | | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|-------------------------|------|---|------|
| A-3 子育て支援 | | | |
| A-3-1) 家庭との緊密な連携 | | | |
| 63 | A⑱ | ① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 | |
| | b | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 | |
| | ○ | 2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 | |
| | ○ | 3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。 | |
| | ○ | 4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。 | |
| | ○ | 5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。 | |
| | コメント | <p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、電話や手紙で伝えることもある。家庭訪問に替えて子どもの自宅への資料のポスティング、クラス懇談会やPTA総会、保育参観や個人面談等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。今年度はコロナ禍により、誕生会をクラス毎に実施することになり、誕生パーティーに誕生児の保護者に参加してもらいメッセージを読み上げることを実施して保護者に喜ばれている。発表会はクラス毎に保護者一人の参加で実施している。保育参観等ができない状況の為、「保育ドキュメンテーション」として各クラスの保育状況の写真を編集して保護者に提示している。個別に子どもの様子を伝える手紙に活動時の写真を添付している。発表会に取り組む姿を業者にビデオ撮影を依頼し、希望者には販売している。園長からの「おしゃべりノート」にはお知らせやお願い等が記録され、保護者は自由にコメントを書いて提出し、園長は毎日提出されたノート全部に目を通し、確認印を押して返している。そのため最近では苦情がほとんどない状況になっているとのことである。園だよりには、行事予定や指導のねらいがあり、家庭との連携（協力願い）として登降園についてや持ち物について、保育参観について、生活リズムについて等、その月ごとに必要な内容が記載され、ホームページにも掲載している。毎月の各クラスだよりには子どもの活動の様子（写真）やお知らせ等が記載され、毎月保護者に配布されている。家庭の状況は、入園時の面接資料や指導の記録、個別面談記録等に記載されている。保育参観等は小学校の参観日に合わせて実施している。個人面談の日程は5日間の範囲で午後2時から4時の間で設定しているが、保護者の都合によっては時間を調整して対応している。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 |
|----------------|------|--|------|
| A-3-(2)保護者等の支援 | | | |
| 64 | A⑱ | ① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 | |
| | b | 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。 | |
| | n | わからない、判断できない。 | |
| 着眼点 | ○ | 1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 | |
| | ○ | 2 保護者等からの相談に応じる体制がある。 | |
| | ○ | 3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 | |
| | ○ | 4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。 | |
| | ○ | 5 相談内容を適切に記録している。 | |
| | ○ | 6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。 | |
| | コメント | <p>保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時や個別面談、クラス懇談会等で保護者との信頼関係を築く機会としている。「入園のしおり」に「家庭からこども園へ」として「お子さんのことで相談したい場合はいつでもお気軽にお声下さい。」「園の行事や方針に疑問や質問がありましたら、早めに園長や担任にお伝え下さい」等が記載され、入園説明会で説明されている。保護者からの相談窓口は園長と教頭としている。クラス担任に寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や教頭に報告し助言を受けて対応している。相談内容は、保護者相談受付票に記載され結果は職員会議で報告されている。内容によっては市の子育て支援室と連携し、発達支援センターや放課後児童デイサービスの利用に繋げる等の対応をしている。玄関先には那覇市発行の令和3年度那覇市子育て応援ガイドの冊子が置かれ、地域の4か所の学童クラブのチラシが掲示され子育て支援の情報を提供している。子育て支援年間計画が作成され、未就園児対象の参加については毎週火曜日から木曜日の10時から12時までとなっている。</p> | |

| 項 目 | | | 評価結果 | |
|-----|------|--|---|---|
| 65 | A⑳ | ㉔ | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | b |
| | 判断基準 | a | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | |
| | | b | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 | |
| | | c | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。 | |
| | | n | わからない、判断できない。 | |
| | 着眼点 | ○ 1 | 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 | |
| | | ○ 2 | 不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 | |
| | | ○ 3 | 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 | |
| | | ○ 4 | 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。 | |
| | | ○ 5 | 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 | |
| | | ○ 6 | 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 | |
| | | ○ 7 | マニュアルにもとづく職員研修を実施している。 | |
| | コメント | <p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待予防について、[子どもの虐待対応マニュアル]の「子ども園の1日チェックポイント」を参考に、不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(表情、声、服の汚れ、朝ご飯の状況、身体のアザ、怪我等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。不適切な養育(虐待等)の恐れがある場合は、「虐待マニュアル」としてのフローチャートに基づいて、担任と教頭、園長に報告して対応している。不適切な養育の恐れがある場合は、保護者との会話の中で、子育ての不安や不満、悩み事がないかなどを聴き、保護者に寄り添い、個人面談等をしている。通園カバンの中を確認されないまま、前日の衣服が入った状態が続いた事例に対して、母親と話し合った結果、徐々に改善した事例や欠席等の気になる子には、家庭訪問を行い、様子を確認している。気になる保護者に対しては「ちょボラ～保護者ボランティア」に誘って絵本の補修や誕生会の手伝い等に参加してもらうことで関係性を築くようにしている。不適切な養育(虐待)等を発見した場合は、子育て支援室や児童相談所等の関係機関と連携し虐待防止に取り組んでいる。</p> <p>整備されているマニュアルに基づく職員研修の毎年の実施が望まれる。</p> | | |